

# 中野区 幼児教育・保育無償化のご案内

令和5年度  
令和5年5月発行



～現況調査・請求用～  
(認可外保育施設等向け)

## 申請までのながれ

このご案内は、幼児教育・保育無償化による補助を受けるための施設等利用給付認定（以下「新認定」という）の現況調査及び施設等利用費請求手続きについて説明しています。以下の通りお手続きを行うことで、保育料の補助を受けることができます。

1



### 新認定の確認

新認定を取得済みであることを確認。

P. 2へ

2



### 現況調査の準備

新認定の申請時期から現況調査の対象であるかを確認し、対象である場合は必要書類を準備。

P. 2～3へ

3



### 補助金の請求準備

利用している施設が補助対象であるかを確認し、必要書類を準備。

P. 4へ

4



### 書類提出・お問い合わせ

#### 「1 新認定の確認」及び「2 現況調査の準備」に関すること

〒164-8501 中野区中野四丁目8番1号 3階11番 子ども総合窓口  
中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課 教育・保育支給認定係  
03-3228-5793（平日8:30～17:00）



#### 「3 補助金の請求準備」に関すること

〒164-8501 中野区中野四丁目8番1号 3階11番 子ども総合窓口  
中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課 幼稚園・認可外保育係  
03-3228-8979（平日8:30～17:00）

# 1 新認定の確認

## 新認定の確認方法

幼児教育・保育無償化の対象となる新認定申請者には、中野区から申請保護者宛に新認定の通知書（施設等利用給付認定通知書）を送付しております。お手元にある新認定の通知書で対象の有無および対象期間をご確認ください。

以下に該当する場合はお手続きが必要になります。

### ①新認定の申請を行っていない場合

対象条件・必要書類等  
をご確認のうえご提出  
ください



### ②新認定の通知書を紛失してしまい、 再交付を希望する場合

必要書類をご確認のうえ  
ご提出ください



# 2 現況調査の準備

## 現況調査とは

中野区で認定中の児童について、新認定の要件が引き続きあるかどうかを確認するため、毎年度1回現況調査を実施します。書類の提出が無い場合や要件の確認ができない場合は、認定が取消となる場合がありますので、必ずお手続きください。

## 対象者

令和5年3月31日までに新認定の申請を行い、新2号認定または新3号認定を取得している方

## 必要書類

- ① 現況届（区様式）
- ② 保育の必要性を確認できる書類（父母それぞれ1部ずつ）

※詳細はP. 3の表をご確認ください

## 提出期限

令和5年7月14日（金）17時

## 保育の必要性の事由および各要件ごとの必要書類

審査の関係上、追加で書類をご提出いただく場合があります。

なお、下表の書類については以下（１）及び（２）に該当する場合、提出を省略することができます。

- （１）下表の書類を令和５年４月１日以降に認可保育所の申込み等で提出している場合
- （２）書類の提出後に保護者の状況に変更がない場合

	会社員・パート・派遣社員等の場合（出産予定・産休中・育児休業中を含む）
	就労証明書（区様式）
就労	自営業（親族経営を含む）の場合（出産予定・産休中を含む）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 就労証明書（区様式）</li> <li>② 直近の所得税の確定申告書（一表と二表）または源泉徴収票のコピー</li> </ul> ※②の書類をご提出いただけない場合→下記の①と②をご提出ください <ul style="list-style-type: none"> <li>① 仕事内容や資格がわかるもののコピー（営業許可証、開業届等）</li> <li>② 収入の証明（報酬の記録、通帳のコピー等）</li> </ul>
就学	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 在学証明書のコピー</li> <li>② スケジュールの確認ができるもののコピー（時間割表等）</li> <li>③ 在学開始日及び卒業見込年月日の確認ができるもののコピー</li> </ul>
疾病	診断書（区様式）
障がい	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー
親族の 介護・看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 被介護・看護者の診断書又は障害者手帳・介護保険被保険者証等のコピー</li> <li>② 介護・看護の週間スケジュール（詳細はお問い合わせください）</li> </ul>
災害復旧	り災・被災証明書のコピー

※現況調査の時期以外でも、別紙「家庭状況に変更があった場合の提出書類一覧表」に該当する場合には、変更があった日から２週間以内を目安に書類の提出が必要です。

もし、この現況調査の時点で必要な手続きをしていなかったことに気づいた場合は、現況調査の提出書類（上記の表）に加えて、別紙「家庭状況に変更があった場合の提出書類一覧表」に記載されている書類の中で不足する書類もあわせてご提出ください。

### 3 補助金の請求準備

#### 補助対象者

新認定（新2号認定・新3号認定）を有効に取得している方。

※上記新認定による保育の必要性の認定を有する期間が施設等利用費の給付対象となります。

#### 補助対象施設

施設所在地の区市町村から幼児教育・保育の無償化に伴う確認を受けた認可外保育施設等が対象となります。

※令和6年9月末までは、認可外保育施設指導監督基準を満たしていない認可外保育施設であっても、無償化の対象とする猶予期間が設けられていますが、10月以降は、認可外保育施設指導監督基準を満たす証明書が発行された施設を利用するのみが対象となります。

中野区内



中野区外



#### 補助金額

クラス	ひと月当たりの限度額
0～2歳児クラス（住民税非課税世帯のみ）	42,000円
3～5歳児クラス	37,000円

※施設等利用費の対象となるのは、保育料に限ります。食材料費、日用品、文房具、行事参加費、送迎費等は給付対象とはなりません。

※認可外保育施設と一時保育の併用など、ひと月に複数の施設・事業所を利用する場合も、上記金額が施設等利用費の上限額となります。

※認定の開始日・終了日が月途中の場合又は転入・転出の場合は月の上限額が日割り計算となる場合があります。

#### 必要書類

	提出書類	提出回数
1	施設等利用費請求書（区様式）	各支払い期ごと
2	特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証（区様式）	各支払い期ごと

※2の書類は利用した認可外保育施設へ記載を依頼してください。なお、ファミリーサポート事業の利用分については、事業者が発行する「活動報告書兼領収書」をご用意いただければ、上記2は不要です。

#### 請求期限及び支払予定日

	請求対象期間	請求受付期限	交付予定時期
第1期	令和5年4月～7月分	令和5年7月14日（金）	令和5年9月末頃
第2期	令和5年8月～11月分	令和5年11月10日（金）	令和6年1月末頃
第3期	令和5年12月～令和6年3月分	令和6年3月8日（金）	令和6年5月末頃

※令和5年4月以降利用分の請求を第2・3期にまとめて行うことも可能です。